

令和6年度富山県毒物劇物取扱者試験受験案内

1 試験日時

- (1) 試験日 令和6年11月6日(水)
- (2) 集合時間 午後1時15分(開場は午後0時30分)
- (3) 試験時間 午後1時30分から午後3時30分まで
※受付はしないので集合時間までに指定された席に直接着席してください。
※試験時間中に休憩はありません。

2 試験場所

富山県農協会館(富山市新総曲輪2番21号 電話076-445-2051)

3 試験の種別

- (1) 一般 毒物劇物の全品目を取り扱う者
- (2) 農業用品目 農業上必要な毒物劇物のみを取り扱う者
- (3) 特定品目 特定の毒物劇物のみを取り扱う者

4 試験方法及び試験科目

- (1) 試験方法 筆記(マークシート方式)により実施します。
※実物を使用した試験(実物鑑定)は実施しません。
- (2) 試験科目
 - ア 毒物及び劇物に関する法規
 - イ 基礎化学
 - ウ 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法
(農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則(昭和26年厚生省令第4号)別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては同規則別表第二に掲げる劇物に限る。)
 - エ 毒物及び劇物の識別及び取扱方法(ウの()内に同じ。)

5 受験手続

- (1) 出願書類
 - ア 受験願書 1部
 - イ 写真 1枚

出願前6か月以内に撮影した無帽(出願者の申出により、知事が、宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭が分かる範囲で頭部を布等で覆うことを認める場合を除く。)、正面向き、上半身、無背景で、縦6cm×横4cmのもの(顔の小さなものは避けること)を所定の様式(写真票)に糊付けし、必要事項を記入してください。写真の裏面には、住所、氏名、生年月日及び

撮影年月日を記載してください。

※インターネットによる入手も可能です。

富山県のホームページ (<https://www.pref.toyama.jp>) に掲載する毒物劇物取扱者試験のお知らせから、添付ファイルをダウンロードしてください。なお、感熱紙、色付紙等に印刷したものは不可とします。

※受験願書、写真票はそれぞれ別の用紙で提出してください。(受験願書と写真票を両面印刷しないこと。)

(2) 受験手数料

10,500 円を富山県収入証紙により納付してください。(富山県収入証紙は受験願書に貼り、消印はしないこと。)

(3) 出願書類の提出期間及び提出場所

ア 窓口受付

(提出期間)

令和6年7月22日(月)から8月2日(金)(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

(提出場所)

富山県厚生部薬事指導課、富山県内の厚生センター又は厚生センター支所に提出してください。

イ 郵送受付

(提出期間)

令和6年7月22日(月)から8月2日(金)(当日消印有効)まで

(提出場所)

富山県厚生部薬事指導課(〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号)

郵送の際は、封筒に「毒物劇物取扱者試験受験願書在中」と朱書きし、**簡易書留**により、富山県厚生部薬事指導課に送付してください。なお、令和6年8月2日(金)までの消印があるものだけに限り受け付けます。

(4) 受験票の交付

受験願書が受理されると、後日受験票(ハガキ)を郵送します。

令和6年9月27日(金)になっても、受験票が届かない場合は、富山県厚生部薬事指導課(電話 076-444-3234)まで問い合わせてください。

6 合格発表

令和6年12月6日(金)午前9時から令和7年1月6日(月)午後5時まで、富山県庁正面掲示板、各厚生センター・厚生センター支所及び富山県のホームページ (<https://www.pref.toyama.jp>) において、合格者の受験番号を発表します。

また、合格者には合格証を送付します。なお、電話等での合否の問合せにはお答えできません。

7 携行品

受験票、筆記用具（B又はHBの黒鉛筆又はシャープペンシル、プラスチック消しゴム）、時計*

※辞書や電卓等の機能があるもの、秒針音のするもの、大型のものは使用できません。また、ウェアラブル端末及びキッチンタイマーは使用できません。

8 試験結果の提供

受験者本人から口頭による請求があった場合、次により試験結果を提供します。

(1) 内容

総合得点及び科目別得点

(2) 期間及び時間

令和6年12月6日（金）から令和7年1月6日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日並びに12月29日から1月3日までを除く。）の午前9時から午後5時まで

(3) 提供を行う場所

富山県厚生部薬事指導課

(4) 必要な書類

受験者本人であることを証明するもの（受験票、運転免許証などの写真付きの証明書等）

(5) その他

請求を行うことができる者は、受験者本人に限ります。また、試験結果の提供は直接口頭によるものとし、郵送、電話等によることはできません。

9 その他

(1) 試験当日、風邪の症状（発熱、咳など）、倦怠感（強いだるさ）、呼吸困難（息苦しい）これらの症状を感じる方は、受験をお控えください。

(2) 試験当日、悪天候の為、公共交通機関に乱れが生じることもありますので、余裕をもってお越しください。

(3) 試験会場の駐車場は利用できません。自動車での来場はご遠慮願います。

(4) 遅刻者の入室許可は、試験開始後30分までとし、それ以降は認めません。

(5) 入室時には、携帯電話、スマートフォンの電源を切ってください。試験中に着信音が鳴った場合は不正行為とみなす場合があります。

(6) 受験手数料は、受験願書が受理された後は一切還付しません。

(7) 出願書類の記載事項等が事実と相違することが判明した場合は、合格を取り消す場合があります。

(8) 受験願書を提出した後、試験日までに、住所、氏名が変更になった場合には、富山県厚生部薬事指導課（電話：076-444-3234）までお問合せください。

(9) 受験願書を提出した後、住所を変更した場合は、旧住所を管轄する郵便局へ

「転居届」を提出し受験票が転送されるよう手配をお願いします。

- (10) 台風、洪水、地震などの自然災害、感染症等の流行、火災、停電、その他不可抗力による事故等や大幅な交通機関の乱れが発生した場合、試験開始時間の繰下げ、試験の延期又は中止等の対応をとることがあります。ただし、それに伴う受験生の不便、費用その他の個人的損害については責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

また、試験開始時間の繰下げ、試験の延期又は中止等をする場合には、富山県厚生部薬事指導課のホームページ (<https://www.pref.toyama.jp/1208/kensei/kenseiunei/soshiki/12/1208.html>) でお知らせしますのでご確認ください。なお、ホームページを閲覧できない方は、富山県厚生部薬事指導課（電話：076-444-3234）へ連絡してください。個別には連絡しませんのでご注意ください。

※富山県厚生部薬事指導課及び各厚生センター・厚生センター支所の所在地等は以下のとおりです。

名 称	所 在 地	電話番号
新川厚生センター	〒938-0025 黒部市堀切新 343	0765-52-1225
新川厚生センター 魚津支所	〒937-0805 魚津市本江 1397	0765-24-0359
中部厚生センター	〒930-0355 中新川郡上市町横法音寺 40	076-472-4094
高岡厚生センター	〒933-8523 高岡市赤祖父 211	0766-26-8416
高岡厚生センター 射水支所	〒939-0351 射水市戸破 1875-1	0766-56-2666
高岡厚生センター 氷見支所	〒935-0021 氷見市幸町 34-9	0766-74-1780
砺波厚生センター	〒939-1506 南砺市高儀 147	0763-22-4507
砺波厚生センター 小矢部支所	〒932-0833 小矢部市綾子 5532	0766-67-1070
富山県厚生部 薬事指導課	〒930-8501 富山市新総曲輪 1-7	076-444-3234